

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年7月16日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、7月26日までとなっています。

■ 1 今回の延長に伴う変更点

(1) レストラン、カフェ等の飲食店について、屋内はワクチン接種完了者（最終接種から14日経過している者）及び新型コロナウイルス治癒者（当初診断から30～180日以内）のみが利用可。定員85%まで。未成年者はセルフテスト（入店前24時間以内）の陰性結果申告書（親権者が申告）が必要。

(2) 劇場、コンサート等については、屋内・屋外を問わず、ワクチン接種完了者（最終接種から14日経過している者）及び新型コロナウイルス治癒者（当初診断から30～180日以内）のみが利用可。未成年者はセルフテスト（入場前24時間以内）の陰性結果申告書（親権者が申告）が必要。

(3) 7月17日（土）から、ミコノス郡、レシムノン郡、イラクリオン郡、イオス市、シラ市、パロス市の観光業、飲食業に携わるワクチン未接種の従業員に対し、週に1度のラピッドテストと1度のセルフテストの陰性結果の提出を義務付ける。

(4) 7月19日（月）から、スポーツ観戦については、屋内・屋外ともにワクチン接種完了者（最終接種から14日経過している者）及び新型コロナウイルス治癒者（当初診断から30～180日以内）のみ可。またワクチン未接種の12歳から15歳の者はPCR検査（入場前72時間以内）又はラピッドテスト（入場前48時間以内）の陰性結果証明書が必要。12歳未満はセルフテストの陰性結果申告書（親権者が申告）も可とする。

■ 2 「制限措置の一覧」（当館作成資料）については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210716_kokunai.pdf

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece 46,

Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp